



第4章

公営住宅の供給及び活用の方針



第4章 公営住宅の供給及び活用の方針

1 公営住宅の供給及び活用の方針

公営住宅の現況

本県では平成32(2020)年をピークに世帯数が減少に転じると見込まれているものの、公営住宅の応募倍率は、平成22(2010)年度の県営住宅で約6倍と、依然高い状態です。特に高齢単身者向けの住戸については、募集戸数が少ないこともあり、応募倍率は50倍を超えています。

こうしたことから公営住宅は、限られた財源の中で確実にセーフティネットとしての役割を果たすため、以下の考えに基づき適正な運営に努めます。

(1) 需要を反映した住宅セーフティネットの確保

人口減少時代の到来を踏まえ、公営住宅の地域バランスや需要予測を適切に判断し、必要に応じて期限付き入居や借上げ制度を活用するなど、過度な保有ストックが形成されないよう努めます。

特に高齢単身者向けの住戸については、今後増加が予想されることから、戸数確保について検討します。

(2) マネジメントを考慮した、既存ストックの活用

既存の公営住宅ストックについては、中長期的な視点に立ち、建て替えや大規模修繕などの時期を住宅経営の観点で判断し、より長期に使用できるようにします。

このため、既存住宅が将来にわたり活用されることを考慮し、改修・修繕にあたってはバリアフリーや環境配慮の視点を取り入れます。

さらに、空き住戸や集会場については、地域の見守りやコミュニティづくり、グループホームなど、地域貢献の視点で幅広く活用できる環境整備に努めます。

(3) 適正な入居基準の整備

公営住宅法の改正を踏まえた入居基準の条例化等により、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に努めます。

また、収入超過者及び高額所得者への明け渡し指導や請求などを引き続き行い、公営住宅を必要とする方が入居できるよう努めます。

(4) 公営住宅の整備

公営住宅の整備にあたっては、少子・高齢社会を踏まえ、公営住宅入居対象者を適切にとらえた住戸規模、型別供給計画を実施するとともに、長く大切に使う社会に対応できる住宅整備を行います。

2 公営住宅の供給戸数の目標量

県及び市町村が供給^{*}する公営住宅は、次表に示す戸数を目標量とします。

県営住宅の供給にあたっては、新規団地の建設(借上げを除く)は行わないこととし、建て替えや既存県営住宅の活用により需要に応じた供給に努めることとします。

	前期(5年間)	全体(10年間)
	H23年度～H27年度	H23年度～H32年度
計画期間における公営住宅の目標量	14,000戸	30,000戸

^{*}「供給」とは、新規、建て替えなど整備に伴う供給(建て替えに伴う既入居者向け供給を含む)、及び空家募集をさします。



